害防止運動」として、非行・被害防止を訴えるポスター約6万枚を作成して全国各地に掲示を依頼した。また、全国の主要なプロ野球場とプロサッカー競技場に対し、試合開催時の電光掲示板などを活用した広報への協力を依頼した。

(4) 児童虐待防止推進月間(厚生労働省)

平成16 (2004) 年から、毎年11月を「児童 虐待防止推進月間」と位置付け、児童虐待問題に 対する社会的関心の喚起を図っている(第7-3 図)。厚生労働省では、月間中、関係府省庁や地 方公共団体、関係団体等と連携した集中的な広報 啓発活動を実施している。平成29(2017)年度 は、「いちはやく 知らせる勇気 つなぐ声」を 月間標語として決定し、「児童虐待防止対策協議 会」の開催(11月22日)、広報用ポスター、リー フレット等の作成・配布、政府広報の活用等によ り、児童虐待は社会全体で解決すべき問題である ことの周知・啓発を実施した。また、児童虐待防 止の啓発を図ることを目的に民間団体(認定 NPO法人児童虐待防止全国ネットワーク)が中 心となって実施している「オレンジリボン運動」 を後援している4。

(5) "社会を明るくする運動" ~ 犯罪や非 行を防止し、立ち直りを支える地域の チカラ~ (法務省)

法務省は、犯罪や非行のない明るい社会を実現するため、昭和26(1951)年から、"社会を明るくする運動" ⁵ (第7-4図)を主唱し、毎年7月を強調月間として、全国各地で世論の啓発、社会環境の改善、犯罪の予防を目的とする地域住民の活動の促進などに努めている。この運動の実施に当たっては、保護司会、更生保護女性会、BBS会をはじめとする民間協力組織や地方自治体をはじめとする関係機関・団体の約3万団体の協力を得て、地域における更生保護への理解促進と犯罪予防のための広報啓発活動の強化に努めている。強調月間中は、全国各地で、犯罪予防活動、子育て相談活動、地域で非行問題や非行に陥った少年の立ち直り支援を話し合うシンポジウム、ミニ集会

第7-2図

青少年の非行・被害防止対策公開 シンポジウム



第7-3図

児童虐待防止推進月間



^{4 「}オレンジリボン運動」の一環として、平成29年度は全国57校の大学などが「学生によるオレンジリボン運動」を実施した。各学校では、 学生が主体となり、近い将来親になる10代~20代の若者などに向けた広報啓発活動が行われた。

⁵ http://www.moj.go.jp/hogo1/kouseihogoshinkou/hogo_hogo06.html

活動、各種広報活動のほか、ワークショップ、親 子触れ合い行事といった子供の主体的参加を得た 行事が積極的に実施されている。平成29(2017) 年の本運動(第67回)では、「出所者等の事情を 理解した上で雇用する企業の数を増やすこと」、 「帰るべき場所がないまま、刑務所から社会に戻 る人の数を減らすこと」、「薬物依存からの回復と 社会復帰を長期的に支える地域の環境を作るこ と」、「犯罪をした高齢者・障害者等が、社会復帰 に必要な支援を受けられる環境を作ること」を重 点事項として、全国各地で各種行事が行われた。 また、次代を担う小中学生を対象に、平成5 (1993) 年の第43回から実施している「"社会を 明るくする運動"作文コンテスト」では、小中学 校合わせて10.372校から約33万点の応募があっ た。

(6) 人権に関する啓発活動(法務省)

法務省の人権擁護機関では、児童虐待、いじ め、児童の権利に関する条約等の子供の人権に関 する講演会等の開催、啓発冊子の配布等の各種啓 発活動を実施している。また、「子どもの人権を



第7-4図 社会を明るくする運動



(出典) 法務省資料

守ろう」を啓発活動の強調事項の一つとして掲げ、12月4日から10日までの人権週間をはじめ、一年 を通して啓発活動を実施している。このほか、小学生や中学生を対象とした以下の啓発活動を行ってい る。

- ・昭和57(1982)年から、「人権の花運動」を実施している。この運動は、子供が協力して花の種 子などを育てることによって、優しさと思いやりの心を体得することなどを目的としたもので、平 成29 (2017) 年度は、小学校を中心に3.870団体からの参加があった。あわせて、「いじめ」等 について考える機会を与えることによって、子供たちが相手への思いやりの心や生命の尊さを体得 すること等を目的とした「人権教室」も開催しており、平成29年度は997,815人の参加があった。
- ・昭和56(1981)年から、「全国中学生人権作文コンテスト」を実施している。この事業は、中学 生が作文を書くことを通じて、人権尊重の重要性、必要性について理解を深めるとともに、豊かな 人権感覚を身に付けること等を目的としている。平成29年度に開催された第37回大会には、 7.358校から、960.390編の作品の応募があった。

(7) 国民運動としての「食育」の推進(農林水産省)

農林水産省は、毎年6月を「食育月間」と定め、全国的に、各種広報媒体や行事などを通じた広報啓 発活動を重点的に実施するとともに、毎月19日を「食育の日」と定め、食育推進運動を継続的に展開 し、地方自治体、関係団体などによる食育の促進を図っている。平成29(2017)年度の食育月間では、 食を通じたコミュニケーションの促進、子供の生活リズムの向上、健康寿命の延伸につながる健全な食 生活の実践の促進、食の循環や環境への意識の醸成、伝統的な食文化に関する関心と理解の増進及び食 品の安全性に関する情報提供と食品情報に関する制度の普及・定着の6つを重点事項として定めるとと もに、全国規模の中核的な行事として、岡山市などとの共催により「第12回食育推進全国大会inおか やま」を開催し(平成29年6月)、約2万1千人の来場を得た。平成30(2018)年度の食育月間では、

大分県などとの共催により、「第13回食育推進全国大会inおおいた」を開催する予定である。

また、平成29年度は、ボランティア活動、教育活動又は農林漁業、食品製造・販売等その他の事業活動を通じて食育を推進する優れた取組を表彰するため、新たに「食育活動表彰」を実施し、6件の個人・団体に農林水産大臣賞、13団体に消費・安全局長賞を授与した。

さらに、政府広報では、ラジオやインターネットを活用し、食育に関する広報を行った。

(8) 子供や若者向けの情報提供(各省庁)

各府省は、キッズページなどを活用し、各種の情報が子供や若者に届きやすく、かつ、分かりやすいものとなるよう努めている。電子政府の総合窓口e-Govでは、「子供向けページ集」として、各府省のキッズページなどのリンク集を公開しているe0。

2 保護者を含む大人に対する啓発(警察庁)

警察は、社会全体で子供・若者を見守る社会気運の醸成を図り、健全な育成を支援するため、PTA 団体や自治体、企業等に対して地域の非行情勢や非行要因等について、幅広く情報発信を行っている。また、少年警察ボランティアなどの協力の下、通学時などの声掛け・あいさつ運動、職場体験やスポーツ活動を通じて大人との触れ合いの機会を提供するなど、少年が地域に受け入れられ、身の回りに常に自分のことを気にかけている「大人の目」があることを実感できる取組を推進し、少年の規範意識の向上を図っている。さらには、少年とその保護者が参加できる非行防止教室や親子カウンセリングを開催するなどしている。

3 家族や地域の大切さ等についての理解促進(内閣府)

子供と子育てを応援する社会の実現のためには、子供を大切にし、社会全体で子育てを支え、個人の希望が叶えられるバランスの取れた総合的な子育て支援を推進し、多様な家庭や家族の形態があることを踏まえつつ、生命を次代に伝え育んでいくことや、子育てを支える家族と地域の大切さが国民一人一人に理解されることが必要である。

内閣府は、平成19(2007)年度から、11月の第3日曜日を「家族の日」、その前後1週間を「家族の週間」と定めて、この期間を中心に、関係府省や地方公共団体、関係団体と連携して、様々な啓発活動を展開し、家族や地域の大切さ等について理解の促進を図っている⁷(第7-5図)。具体的には、フォーラムの開催や作品コンクールの実施を通じて普及・啓発活動を実施している。フォーラムは、「家族の日」に、地方公共団体などの協力を得て、家族や地域の大切さを呼び掛けるために開催しており、平成29(2017)年度は、福井県福井市でフォーラムを開催した。フォーラムでは、有識者による基調講演やパネルディスカッションなど子育でを支える家族と地域の大切さに関する様々なプログラムが行われた。また、作品コンクールについては、子育でを支える家族や地域の大切さの意識の高揚を図ることを目的として、家族や地域の大切さに関する「写真」と「手紙・メール」を公募し、優秀な作品を表彰している。平成29年度は、「写真」は、①子育で家族の力、②子育でを応援する地域の力、の2テーマを、「手紙・メール」は、小学生、中・高校生、一般の3区分で募集したところ、1,328作品の応募があり、厳正な審査を経て受賞者を決定し、最優秀賞受賞者の表彰式を、松山内閣府特命担当大臣室において行った(第7-6図)。

http://www.e-gov.go.jp/link/kids/index.html

⁷ http://www8.cao.go.jp/shoushi/shoushika/family/index.html

笋7-5 図

「家族の日」、「家族の週間」ロゴマーク



(出典) 内閣府ホームページ (http://www8.cao.go.jp/shoushi/shoushika/family/index.html)

第7-6図

「家族や地域の大切さに関する作品 コンクール」



(出典) 内閣府資料

第3節

国際的な連携・協力

1 国際機関等における取組への協力(外務省、厚生労働省)

我が国は、「児童の権利に関する条約」⁸、同条約を補完する「武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書」と「児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書」のそれぞれの締約国となっている⁹。締約国は、条約の実施状況や選択議定書の規定の実施のためにとった措置につき、専門家で構成される児童の権利委員会に定期的に報告するよう求められている。我が国は、条約の第3回政府報告などを平成20(2008)年に行い、平成22(2010)年6月にそれに対する児童の権利委員会の最終見解が公表されている。政府は、この最終見解の趣旨を踏まえつつ、「児童の権利に関する条約」と2つの選択議定書の実施の確保に努めている。

また、平成28 (2016) 年6月に国連本部で開催された第16回児童の権利条約締約国会合において、 児童の権利委員会委員選挙が行われ、初めて日本人が委員に選出された。

さらに、我が国は、国際労働機関(ILO)で採択された「就業が認められるための最低年齢に関する 条約 (第138号条約)」¹⁰と「最悪の形態の児童労働の禁止及び撤廃のための即時の行動に関する条約 (第 182号条約)」¹¹の締約国となっている。

また、ILOへの拠出を通じ、例えば、スリランカでは、プランテーションにおける、経営者及び行

^{8 18}歳未満を「児童」と定義し、国際人権規約において定められている権利を児童について敷衍し、児童の人権の尊重・確保の観点から詳細かつ具体的な事項を規定したもの。平成元年の第44回国連総会において採択され、平成2年に発効。我が国は平成6年に批准。

⁹ 外務省児童の権利条約ページhttp://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jido/index.html

¹⁰ 児童労働の実効的な廃止を確保する観点から、就業が認められるための最低年齢などを定めるもの。昭和48年の第58回IL〇総会で採択され、昭和51年に発効。我が国は平成12年に批准。

¹¹ 最悪の形態の児童労働の禁止と撤廃に向けた即時かつ効果的な措置を取ることなどについて定めるもの。平成11年の第87回IL〇総会で採択され、平成12年に発効。我が国は平成13年に批准。